

Title	東西沐浴史話(藤浪剛一著, 人文書院發行)
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1931
Jtitle	史学 Vol.10, No.3 (1931. 9) ,p.202(544)- 203(545)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19310900-0203

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いで語彙の近似せるを示し兩者が比較的近世に分離せることを論じてをる。最後にヤミ及びヒリップスの北部、臺灣のプヌマ族が部落名にI又はY音を接頭にすることに注意し、北に位ひする邪久又は夷邪久の鳥々の古名もI又はYの接頭語を持てるものであり、その類型ではないかと疑ひ、支那人の云ふ東夷の夷も同一事象に起因したものであるか研究の要があること述べてをる。

巻頭を飾る論文は幣原博士の「卑南大王」で臺灣卑南族の歴史を語つてをる。氏は三頁に檳榔はピナンの音譯に過ぎぬといつてをられるが、檳榔の音はピンランであり、間に品の存在を示しピナに比定することはすぐにはどうかと思はれる。その外、桑田六郎氏の「世次を示す名字に就て」山本由松氏の「臺灣蘇鐵の分布とパイワン族」早坂一郎氏の「ティモール島の瞥見」を初め、安部明義氏の「卑南社猿祭」宮本延人氏の「花蓮港花岡山の遺跡」移川氏の「ルカイ族の信仰の一節」、馬淵東一氏の「サナサイと加禮宛」等の有益な記事が満載されてをる。初めての事とて誤植多き點など遺憾な點もあるが將來の改善を期し、その多幸なる前途を祝福してこの紹介の事をさしめる。第一號本年三月十五日發行。第二號は七月中に發行され、「南支那蠻族の文化」前島信次、「埔里の熟蕃聚落」移川子之藏、「福州の一瞥」久保天隨等の記文を満載してをる。年四回一箇年二圓八十錢發行所臺北市榮町一ノ二〇新高堂書店 振替臺灣二番。(松本信廣)

本書は著者が東西民族の沐浴に關する文献を涉獵し、繪畫を蒐集し、以て我が國民の沐浴風習を調べ、更に外國に移り彼我の比較を試みられたものである。

沐浴には、風呂、行水、瀑布浴、冷水浴、温泉、水泳等の如き種々の方法があるが、印度人の入浴、回教徒の水洗、耶蘇教徒の洗禮は、明かに水にて清める信仰であるが、我が國民の如く、水を以て淨め得るこの信仰の強い國民は又と世界にあるまいと云ふ事である。

歐洲古代文化の中心となつた希臘羅馬に於ては沐浴が大に行はれ、其の風習は前者より後者に、後者より更に中歐地方に傳播され、就中羅馬に於ては沐浴黄金時代を産み、これが文明に貢獻した事多く、有名なカラカラ浴室は其の遺蹟を今日に傳え、觀者をして三千年前の羅馬の盛時を直感せしめるものの一である。爾後沐浴は讃禮され、十四五世紀に至りては、これに伴ふ風紀上の弊害極まりなく、眞に人を覺醒せしむることが多かつた反動として、十七世紀に至りては世人から顧みられなくなり、浴場を口にするだに品格を具ふる者は之を耻とするまでに至つた。然るに十九世紀に入りて漸次再興の機運に向ひ國民保健上から浴場の設置を見て今日に至つたものである。

我が國民の沐浴は古く禊の思想の影響はあるにせよ、殊に入湯は佛教の教化に據るもので、寺院に於ける浴室の設置と洗浴とは其起源古く、沐浴感化に多大の力あつて、今日に於ても猶ほ大寺古寺に其の遺蹟を又遺風を傳へて居るものもある。因にこれ等寺院浴室は蒸風呂が多數で、湯槽のものは少數である。この寺院の

東西沐浴史

(藤浪剛一著
人文書院發行)

施浴のことより光明皇后の傳説も生じ、著者は未來の法樂を想うて現世の苦行を敢てせられし皇后と、同時代に海の彼方華清宮溫泉にあつて、享樂三昧に耽溺の楊貴妃と比較し、又遠く聖エリザベツト女が十字軍遠征の記念たる癩病の感染者に施浴せしめた事を比較し、面白く評せられて居る。

我が國に於て、入湯を來客に對する馳走の一に數られたが如く、中世紀歐洲にありては婚禮に於ける一禮式として結婚浴宴なるものがあつた。又著者は我が國洗湯を以て庶民の慰安所となし、吉原が大名富豪の俱樂部であるならば、湯屋は正しく無力な都民の慰安所であらねばならぬ。しかも湯屋は此の弱い人々に取つては棄て難い樂土であつた。湯屋の來した繁昌も決してその所以なきではない。徳川時代の湯屋は新聞紙の代用であつた。湯屋に走ることが社會相を知る近道である。此間の消息に通じ人情の弱さ強き色取りを巧に書き下したものに式亭三馬の浮世風呂があるなど、面白く記述せられ、讀者をして興味津々湧出するを覺えしめ、思はず讀了を急がしめるのである。以上は本書の一部の摘録である。

最後に著者に對して、本書典據史料中、再考を煩したるものがあるが、其の一二を掲げると、上流は下流民衆と共浴を避けた爲に、一時他の來客を斷はらしめて浴室を專占した史料として、言繼卿記の「藤原中納言留風呂、各罷候」を引かれて居るが、如何と思ふ。又上流の者が下賤者との同浴を嫌ふ史料として、資益王記の「風呂張行之處、甲穢者入間自門歸了、民部卿彦五郎已ニ入間乙ニ觸了、慈慶院同觸穢了、」を引かれて居るが、神祇に奉仕する資

益王が觸穢者との同浴を忌んだもので、決して下賤者を忌んだ史料とは無らなと思ふ。

猶ほ我が施浴は主として寺院ではあるが、神社に於ても行はれたのではないかと思はれる。それは先年筆者の學生時代埼玉縣の鷲宮神社に古文書見學の節、境内の一新築二階屋へ案内され、同社司より當社にも施浴を行つて居つたので、最近この家を新築してこれを復活したものとて入浴を勧められた事があつた。

(昭和六、七、三〇、武田勝藏)

觀心寺史要

(富田鹿藏編纂)
大日本楠公會發行

觀心寺と聞けば、吾等は南朝の史實を物語る觀心寺文書、元弘三年後醍醐天皇の特に禁中に御迎への不動尊、又建築學上特殊の典型たる觀心寺様式等を直感すると共に、後村上天皇の檜尾陵並に楠公首塚を連想するのである。

當寺は草創古く、初め雲心寺と號し、後、空海の弘仁六年再興以來、觀心寺と改號し、又嵯峨天皇の勅願所となりし以來、御歴代の尊崇厚く、中古に後宇多天皇臨幸せらるゝなど、就中、南朝諸天子の叡信特に深く、正平十四年に後村上天皇、塔中總持院を行宮させられ、又一山僧徒は楠氏一族と勤王を共にし、其の事蹟は青史に顯著たるものである。其の隆興期には四十六坊を數へしも楠氏一族の衰微と共に寺運次第に傾き、今は僅に中院一坊を存し、往時の名殘を留めるのである。檜尾陵楠公首塚はこゝに説述するを要せざるも、こゝに注意すべきは山内に於けるコウボ坂の